

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年5月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人自立支援の里ライラック

3 代表者の氏名

小坂 豊

4 主たる事務所の所在地

佐久市平賀字下馬場1920番6

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び生活保護者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図ることで、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

域課題を捉え、個々人が常に自らの役割を理解し、自律性をもつて自らの義務を果たすことをその責務とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー駒ヶ根店

駒ヶ根市南田18-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ケーヨー

千葉県千葉市若葉区みづわ台1-28-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

(変更前)

駒ヶ根市南田市場土地区画整理事業区域内（仮換地番号）40
街区6画地 ほか

(変更後)

駒ヶ根市南田18-1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社ケーヨー	林 武 夫	千葉県千葉市若葉区みづ わ台1-28-1

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みづ わ台1-28-1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社ケーヨー	林 武 夫	千葉県千葉市若葉区みづ わ台1-28-1

(変更後)

名 称	代表者氏名	住 所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みづ わ台1-28-1

4 変更した年月日

平成23年4月1日

5 届出年月日

平成23年4月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年5月26日から平成23年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー飯田上郷店

飯田市黒田1186-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ケーヨー

千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	林 武夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	林 武夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

4 変更した年月日

平成23年4月1日

5 届出年月日

平成23年4月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年5月26日から平成23年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県下伊那地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー松本寿店

松本市寿中一丁目1633ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ケーヨー

千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	林 武夫	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みづわ台1-28-1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	林 武夫	千葉県千葉市若葉区みづわ台1-28-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ケーヨー	醍醐 茂夫	千葉県千葉市若葉区みづわ台1-28-1

4 変更した年月日

平成23年4月1日

5 届出年月日

平成23年4月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年5月26日から平成23年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成23年5月23日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

豊科ショッピングセンター

安曇野市豊科4272-10 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオントール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに

代表者氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社マイカル	松井 博史	大阪府大阪市中央区久太郎町3-1-30
エステール株式会社	丸山 朝	東京都新宿区住吉町8-12

ほか15名

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオントール株式会社	村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
株式会社秀穂	草野 秀雄	千葉県千葉市緑区古市場474-56
株式会社グリーンハウスフーズ	田沼 千秋	東京都大田区田園調布3-46-8
有限会社三英コーポレーション	合葉 英作	松本市並柳4-4-20

ほか15名

4 変更した年月日

株式会社マイカルからイオントール株式会社への変更

平成23年3月1日

エステール株式会社の退店

平成21年8月20日

株式会社グリーンハウスフーズの出店

平成22年3月1日

株式会社秀穂の出店

平成22年6月30日

有限会社三英コーポレーションの出店

平成23年2月21日

5 届出年月日

平成23年5月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成23年5月23日から平成23年9月26日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、諫訪市大手豊田線サンロード沿道整備土地区画整理事業について、換地処分がありました。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

都市計画課

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、茅野市安国寺姫宮土地区画整理事業について、換地処分がありました。

平成23年5月26日

長野県知事 阿部 守一

都市計画課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成23年5月26日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別、検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
貴重品運搬警備業務（2級）	平成23年8月27日（土）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
貴重品運搬警備業務（2級）	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事項。 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。
	実技試験	貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事項。 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

(注) 学科試験は実技試験の前に実施され、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行

い、検定受付番号を取得してください。

- (1) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。
- (2) 電話1本につき1人の受付となります。
- (3) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成23年6月22日（水）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までの間を除く。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成23年7月22日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を説明する書面（住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを説明する書面（営業所所属証明書）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出）2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万6,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3033）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課